

市町村及び県における障害福祉計画策定のための基本的な方針（案）

島根県健康福祉部障がい福祉課

障害福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成〇〇年〇月〇日告示）」によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。

1 総論

障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が個人として尊重され、住みたい地域でその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、相談支援や障がい福祉サービス、地域支援事業等を充実していく必要がある。

従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことに伴い居宅介護や重度訪問介護未実施市町村は解消されたが、本県は中山間地域が大半を占め、また離島を抱えていることもあり、行動援護が未実施の市町村が存在するなど、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制が未整備な地域がある。

計画においては、各地域で障がい者等の障がい特性やライフステージに応じて適切な相談支援や障がい福祉サービスが保証される体制整備を行うため、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。

2 区域の設定

第2期計画策定時において、サービス量の見込みを定める単位となる区域を7つの障害者保健福祉圏域（2次医療圏及び老人保健福祉圏域と同一）としているが、第3期計画においても、引き続き同一の区域を障害者保健福祉圏域とする。

また、松江圏域及び大田圏域については、管内の面積、交通事情などを考慮し、身近なところでより細やかな一定水準のサービスの確保を図るため、障害者保健福祉圏域を分割し、松江・安来・大田・邑智の各サービス提供支援圏域を設定し、計9圏域において数値目標とサービス見込量を設定する。

障害者保健福祉圏域	サービス提供支援圏域	対象市町村	市町村数
松江圏域	松江圏域	松江市	2
	安来圏域	安来市	
雲南圏域	雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	3
出雲圏域	出雲圏域	出雲市	1
大田圏域	大田圏域	大田市	4
	邑智圏域	川本町、美郷町、邑南町	
浜田圏域	浜田圏域	浜田市、江津市	2
益田圏域	益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	3
隠岐圏域	隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	4

3 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 訪問系サービス

平成18年10月に障害者自立支援法が全面施行され、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化された。訪問系サービスについては、全国と比較的しても高い水準にあるが、障がい者等の地域生活を支える基本的事業であるため、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の住まいの場と併せて、障がい者の地域生活を支え、生活の質を高める上で重要な役割を果たしている。前期までの計画期間においても、「障がい者自立支援特別対策事業」（基金事業）の基盤整備事業を活用し、就労支援の強化、3障がいへの対応などへの取組を進め、その充実に努めてきたところである。

第3期計画においても、施設から地域生活への移行者や特別支援学校の卒業生で日中活動の利用を希望する者のサービス種別ごとのニーズを適切に見込み、各圏域ごとに、これらに相応する必要なサービスの確保を目指す。

(3) 計画相談支援・障害児相談支援

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から、原則として、全てのサービス利用者について、相談支援専門員が、サービス利用計画の作成や定期的なモニタリングを行い、継続的に支援を行うこととなった。このことにより、これまで以上に障がい者の個別ニーズを把握し、より適切なサービス提供が可能となり、さらに、障がい者の地域生活全般を支援することが期待される。

本県においては、相談支援専門員の充足率が全国的にも高い状況であり、3年の経過措置期間はあるものの、可能な限り早期に、サービス利用計画作成の実施に向けて取り組む。

4 施設入所者の地域生活への移行の推進

今後加速される障がい者の地域生活への移行に備え、身近な市町村において基礎的な条件整備を早急に進める必要があるが、グループホーム・ケアホームが未整備の市町村が存在するなど、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制が不十分な地域がある。

特に、体制整備が不十分な市町村においては、居住の場としてのケアホーム・グループホーム整備事業、公営住宅における障がい者の優先入居、国土交通省と厚生労働省が連携して実施する住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を活用するなどして、障がい者等が自立するためグループホーム・ケアホームの整備及び賃貸住宅等の確保等を進め生活の場を確保する。

併せて、日中活動の場として生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。

5 退院可能精神障害者の地域生活への移行の推進

※退院可能精神障がい者の地域生活への移行の推進については、精神障がい関係の目標値について国が新たな指標を検討中であることから、今のところ第2期計画での表現そのままとしています。

(1) 条件が整えば退院可能な精神障害者の考え方

国が示した平成23年度における数値目標は、3年に一度一定割合で患者を抽出（本県は悉皆調査）して、全国規模で行われる平成14年度患者調査の「受け入れ条件が整えば病院を退院することが可能な者」の数を基に数値目標の設定を行ったが、本県では入院中の精神障害患者の地域生活への移行という観点に立ち、退院可能とされた患者（退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない者や65歳以上の高齢者であって退院先が介護保険施設等である場合は除く。）の内、障害福祉サービスの基盤整備を進めることにより地域においてグループホーム・ケアホーム等の居住の場や自律訓練・就労継続支援等の日中活動の場を得て、地域生活への移行が可能となる者の数を目標数値とした。

(2) 第3期計画の数値目標

現在、国において「今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、精神障害者の地域移行に関して様々な議論が行われているところであり、その中で数値目標に関しても検討が行われており、検討会での議論を踏まえた対応が必要である。

このことから、第3期計画の策定にあたっては、引き続き第2期計画において設定した目標値を踏襲することとし、改めて目標値等について提示があった場合は別途通知する。

6 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設からの一般就労への移行者数は、平成22年度実績では94人（施設調査結果）という状況にある。

一般就労促進に向けた福祉施設における意識改革や取り組みの強化を図りながら、各障害者保健福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。特に、就労移行支援事業の強化、明確な目標設定等を図る必要がある。

7 地域生活支援事業に関する基本的な考え方

市町村地域生活支援事業について、特に必須である「コミュニケーション支援」、「日常生活用具」、「移動支援」、「地域活動支援センター」の全市町村での完全実施と障がい者ニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量の計画化を図る必要がある。

なお、市町村地域生活支援事業を含め、各種サービス目標の設定については、市町村自立支援協議会で議論を行い、精査しながら設定する必要がある。

県が実施する地域生活支援事業については、広域的、専門的な相談支援事業について、障害者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、目標を設定する。